



平成 25 年 6 月 19 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 A C C E S S
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 室 伏 伸 哉
(コード番号 4813 東証マザーズ)
問 合 せ 先 社 長 室 長 阿 草 明 子
(T E L . 0 4 3 - 2 1 2 - 2 2 3 2)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 6 月 19 日開催の取締役会において、下記のとおり株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した平成 19 年 11 月 27 日付「売買単位の集約に向けた行動計画」及び平成 24 年 1 月 19 日付「売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限の決定について」を踏まえ、当社株式の売買単位を 100 株とするため、株式の分割を実施するとともに、100 株を 1 単位とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の金額の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 7 月 31 日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 7 月 31 日最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。

株式の分割前における発行済株式総数 392,031 株

株式の分割により増加する株式総数 38,811,069 株

株式の分割後の発行済株式総数 39,203,100 株

株式の分割後の発行可能株式総数 91,500,000 株

(注) 上記の数値は、平成 25 年 6 月 19 日時点の発行済株式総数に基づくものであり、新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日公告日 平成 25 年 7 月 17 日 (水曜日)

基準日 平成 25 年 7 月 31 日 (水曜日)

効力発生日 平成 25 年 8 月 1 日 (木曜日)

(4) 新株予約権の行使価額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の 1 株あたりの行使価額を平成 25 年 8 月 1 日以降、以下のとおり調整いたします。

(新株予約権)

銘柄名	調整後行使価額(円)	調整前行使価額(円)
平成 17 年 4 月 26 日定時株主総会にて決議 平成 18 年 4 月 10 日取締役会決議に基づく発行分	10,600	1,060,000
平成 17 年 4 月 26 日定時株主総会にて決議 平成 18 年 4 月 26 日取締役会決議に基づく発行分	10,300	1,030,000
平成 18 年 4 月 26 日定時株主総会にて決議 平成 19 年 2 月 26 日取締役会決議に基づく発行分	6,114	611,377
平成 20 年 4 月 22 日定時株主総会にて決議 平成 21 年 3 月 25 日取締役会決議に基づく発行分	2,253	225,205
平成 24 年 4 月 18 日定時株主総会にて決議 平成 24 年 5 月 31 日取締役会決議に基づく発行分	1	1
平成 24 年 4 月 18 日定時株主総会にて決議 平成 25 年 5 月 31 日取締役会決議に基づく発行分	1	1

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

「2. 株式分割の概要」に記載の株式分割の効力発生日である平成 25 年 8 月 1 日（木曜日）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 8 月 1 日（木曜日）

(参考) 東京証券取引所における当社株式の売買単位は、平成 25 年 7 月 29 日（月曜日）をもって 1 株から 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に記載の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づき、取締役会決議により、平成 25 年 8 月 1 日（木曜日）を効力発生日として、当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。
- ③ 現行定款第 7 条以下の条数を各々 1 条繰下げいたします。
- ④ 現行定款第 6 条の変更及び第 7 条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。（下線部は変更箇所）

現行	変更後
(発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、 915,000 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>91,500,000株とする。</u>
(新設)	(単元株式数) 第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とす <u>る。</u>
第 7 条～第 <u>35</u> 条 (条文省略)	第 8 条～第 <u>36</u> 条
(新設)	付則 <u>第 1 条 第 6 条の変更及び第 7 条の新設並び にこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、 平成 25 年 8 月 1 日とする。</u> <u>第 2 条 前条及び本条の規定は、平成 25 年 8 月 1 日をもってこれを削除する。</u>

以 上